

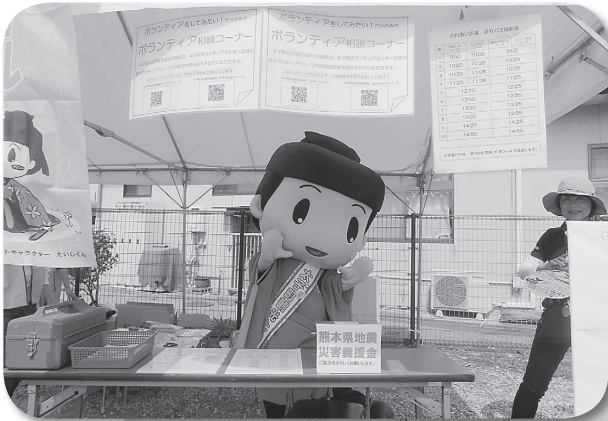
ふれあい

No. 102

平成28年7月

発行所

社会福祉法人
太子町社会福祉協議会
〒583-0991
大阪府南河内郡太子町春日963-1
太子町立総合福祉センター内
TEL 0721-98-1311
FAX 0721-98-2111
<http://www.taishi-syakyo.net>



◀4/16
ふれあい広場でたいしくんが
お手伝いにかけてくれました!!



▲4/26お達者サロンの調理活動



◀4/16
ふれあい広場は、多くの来場者で
大にぎわいでした♪

毎年7月は“社協会員募集”の月です

社会福祉協議会（社協）は、地域住民の皆様と一緒に住みよい町づくりを目指して活動する民間の団体です。行政からの補助金や受託金、共同募金配分金、皆さまからいただく寄付金などを主な財源として事業を推進しておりますが、補助金などによる収入にも限界があり、さらなる活動の活性化をはかるために自主財源の確保が急務となっております。

本年度につきましても、『社協一般賛助会員』（一口500円）を、各地区福祉委員会を通じましてご協力のお願いにお伺いいたしますので、皆様のご理解とご協力よろしくごお願い申し上げます。また、更に社協活動にご賛同いただける方々を対象に『社協特別賛助会員』（一口5000円以上）をあわせて募集させていただいておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

ご協力いただいた一般賛助会費の半額は、各地区福祉委員会の活動費として、もう半額は社協のボランティア関係事業の財源として、特別賛助会費につきましては、全額社協の福祉活動の財源としてそれぞれ活用されています。

※社協会費の納入は、直接社協事務局へお届けいただくか、“大阪南農協太子支店”から、備え付けの専用振込用紙（手数料無料）にてご協力をお願い致します。

※取り扱い口座

大阪南農協 太子支店 普通 No.9737383 (福)太子町社会福祉協議会 会長 田中一勲(タナカカズノリ)

平成28年度太子町社会福祉協議会総会が開催されました！

平成28年5月25日(水)町立総合福祉センターにて、平成28年度太子町社会福祉協議会総会（理事・評議員合同会議）が開催されました。

平成27年度事業報告及び決算報告について審議され、何れも原案どおり承認されました。

また、平成28年度事業計画・予算については、3月25日(金)に開催された理事会及び3月30日(水)開催された評議員会にてそれぞれ承認されました。



平成28年度 事業計画

1. 社協組織の強化と財源基盤の強化

- ①三役会・理事会の開催
- ②評議員会の開催
- ③監査の実施
- ④その他諸会議の開催
- ⑤役員研修会の実施及び各種研修会への役職員派遣
- ⑥保健・福祉・医療関係機関・団体との多職種連携の強化
- ⑦社協会員の加入促進（一般賛助会員・特別賛助会員・組織構成会員）
- ⑧自主財源の確保（郵便切手類販売・自動販売機設置など）
- ⑨広報・啓発活動の推進
 - ・社協広報紙『ふれあい』（3回/年）
 - ・ホームページの運営、情報発信ツールとしてfacebookの活用
 - ・法人情報の公開（ホームページに掲載）
 - ・『ふれあい広場』の開催
- ⑩新社会福祉法人会計の導入による適正な運営と事務の透明性の確保
- ⑪社会福祉法人としてのコンプライアンス（法令遵守）の徹底

2. 地域福祉事業の推進

- ①地区福祉委員会活動の充実と運営の強化
 - ・委員会の開催
 - ・各種研修会の実施
 - ・地区ふれあい広場及び世代間交流事業の実施
- ②小地域ネットワーク活動の推進
 - ・いきいきサロン活動の推進
 - ・いきいきサロン代表者連絡会及び研修会の開催
 - ・見守り友愛訪問活動の推進
 - ・子育て支援活動の推進
- ③地域福祉活動計画に沿った取り組みの推進
- ④地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進
- ⑤コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域支援の推進
- ⑥当事者組織の支援と育成（子育てサークルなど）
- ⑦車イス移動車（ふれあい号）貸出し事業の実施
- ⑧外出支援事業に関する取り組みの推進（町と連携）
- ⑨地域の防災減災に関する取り組みの推進
- ⑩防災訓練等への参加・協力
- ⑪敬老ご長寿お祝い金事業の実施（90歳・100歳）
- ⑫施設連絡会設置に向けた取り組みの推進
- ⑬福祉教育（学習）に関する取り組みの推進

3. ボランティアセンター事業の推進

- ①ボランティアグループリーダー連絡会の開催
- ②ボランティア活動保険の加入促進
- ③ボランティア登録・斡旋の円滑化
- ④ボランティアグループ活動への支援及び活動助成金の

- 交付
- ⑤ボランティア養成講座・研修会の開催
 - ⑥手話通訳者養成講座の実施
 - ⑦『ふれあいフリーマーケット』の開催
 - ⑧府社協ボランティア連絡会事業への参加・協力
 - ⑨ボランティア活動に関する情報提供
 - ⑩ボランティア情報紙『ボランティアだより』（1回/年）の発行
 - ⑪被災地支援ボランティア活動の推進及び継続的な活動の実施
 - ・災害支援ボランティア登録の推進
 - ・災害ボランティア情報メールの配信
 - ⑫安心・安全ウォーキング事業の推進
 - ⑬「食」の自立支援事業（町事業）への配食ボランティア活動の実施
 - ⑭次世代ボランティアの育成
 - ⑮有償ボランティア活動の実施に向けた取り組みの推進（ワンコインサービスや生活応援サービス等）

4. 相談援助業務の充実と強化

- ①心配ごと相談事業の実施
- ②コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による総合生活相談援助業務の実施
- ③成年後見人制度利用への相談・支援の実施
- ④福祉サービス等苦情相談の運営

5. 大阪府生活福祉資金貸付事業

- 低所得者、失業者、高齢者及び障がい者の世帯を対象にした資金貸付窓口業務
- ・福祉資金
 - ・教育支援資金
 - ・総合支援資金
 - ・不動産担保型生活資金
 - ・小口生活資金

6. 生活困窮者支援の実施

- ①『愛の小箱』の運営など生活困窮者及び低所得者福祉対策の実施
- ②年末年始レスキュー太子事業の実施
- ③子育て連携支援員による生活困窮世帯への生活及び学習支援事業の実施

7. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の運営

- ①住み慣れた街での在宅生活支援
- ②利用者の立場に立ち、信頼関係を大切にされた対応・支援
- ③事故・トラブル等の予防対策の整備と事務の透明性の確保

8. 善意銀行事業

- ①善意で寄せられた寄付金及び物品の適正な管理

②住民活動に還元できる効果的な運用の実施

9. 町共同募金会事務局の運営

- ①赤い羽根共同募金運動の実施（10月1日～）
- ②歳末たすけあい運動の実施（12月1日～）
- ③適正な運営と事務の透明性の確保

10. 福祉と人権に関する取り組みの推進

- ①社会的な援護を要する人々へのソーシャルインクルージョン（社会的包容）に関する取り組みの推進
- ②社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題に関する研修会への参加
- ③個人情報の適切な取り扱い
- ④太子町人権協会への参画

11. 受託事業の適正な運営と事務局業務の実施

- ①大阪府社協受託事業
 - ・大阪府生活福祉資金申請窓口業務

- ・日常生活自立支援事業
- ②大阪府共同募金会受託事業
 - ・太子町共同募金会事務局業務
- ③太子町受託事業
 - ・総合福祉センター指定管理者業務
 - ・高齢者生きがい支援事業（お達者サロン）
 - ・高齢者介護予防健康管理事業
 - ・子育て連携支援員による生活困窮世帯への生活及び学習支援等事業
 - ・ふれあい農園事業
 - ・配食事業（「食」の自立支援事業）
 - ・手話通訳者養成講座事業
 - ・太子町老人クラブ連合会（和光会）事務局業務
 - ・太子町身体障害者福祉協議会事務局業務
 - ・太子町母子寡婦福祉会事務局業務
 - ・太子町手をつなぐ親の会事務局業務
 - ・太子町遺族会事務局業務
 - ・太子町生きがい人材センター事務局業務

平成28年度収支予算 及び 平成27年度決算

収 入	平成28年度予算	平成27年度決算	支 出	平成28年度予算	平成27年度決算
会費収入	2,330,000	2,354,000	人件費支出	45,197,000	39,912,600
寄付金収入	400,000	566,339	事業費支出	19,305,000	18,040,851
経常経費補助金収入	38,511,000	36,829,167	事務費支出	1,383,000	4,330,317
受託金収入	31,386,000	25,701,710	貸付事業等支出	300,000	294,000
貸付事業等収入	300,000	279,000	助成金支出	4,057,000	3,894,563
負担金収入	120,000	132,000	負担金支出	300,000	290,792
受取利息配当金収入	50,000	76,216	返還金支出	0	161,228
その他の収入	1,050,000	1,068,489	施設整備による支出	0	0
施設整備による収入	0	0	その他の活動による支出	3,905,000	3,181,120
その他の活動による収入	500,000	5,367,757	予備費	200,000	0
前期末支払資金残高	22,814,000	20,545,345	当期末支払資金残高	22,814,000	22,814,552
計	97,461,000	92,920,023	計	97,461,000	92,920,023

※予算書・決算書諸表はホームページにてご覧いただけます。

社協へのご支援ありがとうございます

平成28年1月～5月までに間に、社協へご寄付いただきました皆様

（単位：円）

寄付者芳名	金 額	寄付者芳名	金 額	寄付者芳名	金 額
五十川 武 邦	10,000	匿 名	45,077	松 井 正 澄	10,000
山 上 多栄子	10,000	浅 野 哲 夫	10,000	舟 橋 敏 之	10,000
椿 元 成 佳	10,000	太子カントリー倶楽部 チャリティゴルフコンペ	125,000	阪 上 宏 樹	10,000
匿 名	10,000			西 村 仁 利	10,000
五十川 武 邦	10,000	山 崎 みつ子	10,000	林 幸 子	10,000
石 垣 栄 次	10,000	靱 山 耕 作	10,000	小 路 知 宏	10,000
高 山 邦 夫	10,000	増 尾 二美代	10,000	川 村 明 夫	10,000
松 井 宏 之	10,000	辻 中 和 世	10,000	（順不同・敬称略）	



すてきなふれあいの輪が広がりました！

～ 社協ふれあい広場 ～

平成28年4月16日(土)今年も太子町立総合福祉センターにて「ふれあい広場」が開催されました♪

当日は天候にも恵まれ、各地区福祉委員会、福祉団体、ボランティアグループから様々な模擬店が出店され、子供からお年寄りまで多くの方で会場が賑い、住民同士の笑顔あふれる「ふれあいの場」となりました。

ふれあい広場の開催にあたりご協力いただきました、各地区福祉委員会・各ボランティアグループ・各福祉団体の皆さま、ありがとうございました。



ダスキンミュージアムを見学しました

～ 登録ボランティア社会見学 ～

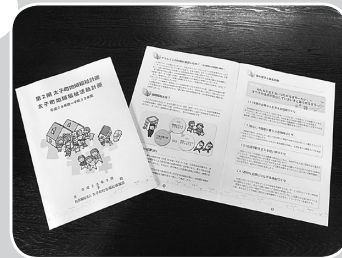
平成28年2月24日(水)太子町ボランティアセンター主催によるボランティア社会見学が実施され、44名の登録ボランティアが参加しました。

まず午前中は、江坂にある「ダスキンミュージアム」の施設見学を行いました。ダスキンのフロアでは、ホコリが見える化体験やおそうじクイズなど、おそうじに関する体験や学習を行い、また、ミスタードーナツのフロアではミスの歴史やおいしさの秘密に関する展示を見学しました。

午後からは、昨年11月にオープンしたエキスポシティにある「ニフレル」の見学、その後大阪城公園の梅林を散策するなど、大変充実した内容で、各グループ間の交流がさらに深まった社会見学となりました。



太子町地域福祉活動計画(並びに第2期太子町域福祉計画)が策定されました



太子町社会福祉協議会及び太子町では、地域福祉の更なる推進を図り、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちを実現するため、「第2期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」を共同策定しました。

この計画書では、より実効性を高めるため、町が策定する行政計画と社協が策定する住民活動計画とが一体的に盛り込まれており、策定にあたっては、住民アンケートや関係団体へのヒアリング調査、策定委員会からの意見を踏まえ、“みんなが支え合いつながるまち～たいし～すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち”という基本理念のもと策定されました。

なお、計画書は社協事務局で自由に閲覧できるほか、本会ホームページからもダウンロードできます。

車イス移動車『ふれあい号』貸し出し事業を実施しています (利用料無料)

太子町社協では、歩行が困難な高齢者・障がい者の方々を対象に『ふれあい号』車イス移動車(軽自動車)の貸し出しを行っています。

- 対象者** 太子町に居住されていて、車イスを利用している為一般乗用車への移乗が困難な方
- 利用回数** 1回につき3日まで(1ヶ月に2回まで)
- 申し込み** 車両の空き状況を確認のうえ、貸出申請書に以下の書類を添付し利用の前日までに社協事務局までお申し込みください。

- (添付書類)
- ①利用者(車イスを利用されている方)の現住所が確認できる書類の写し
 - ②運転される方の運転免許証の写し
- その他** 運転者は、利用者の親族の方で、3年以上の運転経験をお持ちの方とさせていただきます。

※詳しくは、太子町社会福祉協議会事務局(☎98-1311)まで、お気軽にお問い合わせ下さい。



事業所のみなさまへ ～社協広報紙“ふれあい”有料広告を募集します～

- 【サイズ】 基本枠 60mm×60mm (縦×横)
最大枠 60mm×120mm (縦×横)
- 【掲載料金】 基本枠 5,000円(1回)
最大枠 10,000円(1回)
- 【次回締切】 平成28年8月31日(水)
(平成28年10月号掲載分)

“ふれあい”の発行は年間3回です。
(7月・10月・2月)

※広告掲載の受け付けは先着順とさせていただきます。

※法令に違反するものや抵触するおそれのあるものなど、内容により掲載をお断りする場合があります。

※詳しくは太子町社会福祉協議会事務局(☎98-1311)までお問い合わせください。

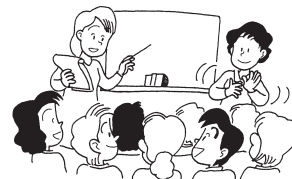
平成28年度 手話通訳者養成講座 受講生を募集します

社会福祉協議会では、講座を受講される方に聴覚障がい者への正しい理解と交流活動を促進するために必要な知識と、手話技術に関する内容を学んでいただき、聴覚障がい者の社会生活における円滑なコミュニケーション支援の担い手となっていただくことを期待し手話通訳者養成講座を開講します。

◎受講を希望される方は、総合福祉センター内、太子町社会福祉協議会事務局（☎98-1311）までお申し込みください。

◎各講座とも定員になり次第募集を締め切らせていただきます。

◎テキスト代等は自己負担となります。



〔昼の部〕

開 講 講 座	定 員	時 間 ・ 場 所
入門講座 7月22日(金)から 毎週金曜日 (全10回) (8月12日(金)は休講します)	12名	13:00~14:00 観光交流センター 2階 会議室3
初級講座 (入門講座から引き続き受講できます) 10月7日(金)から 毎週金曜日 (全20回)	12名	13:00~14:00 観光交流センター 2階 会議室3
中級講座 7月22日(金)から 毎週金曜日 (全30回) (8月12日(金)は休講します)	12名	14:30~15:30 観光交流センター 2階 会議室3
上級講座 7月22日(金)から 毎週金曜日 (全30回) (8月12日(金)は休講します)	12名	16:00~17:00 観光交流センター 2階 会議室3

※手話講座で使用する部屋は都合により変更される場合があります。

〔夜の部〕

開 講 講 座	定 員	時 間 ・ 場 所
入門講座 7月26日(火)から 毎週火曜日 (全10回) (8月16日(火)は休講します)	6名	19:30~20:30 観光交流センター 2階 会議室3
初級講座 (入門講座から引き続き受講できます) 10月11日(火)から 毎週火曜日 (全20回)	6名	19:30~20:30 観光交流センター 2階 会議室3
中級講座 7月26日(火)から 毎週火曜日 (全30回) (8月16日(火)は休講します)	6名	19:30~20:30 観光交流センター 2階 会議室3
上級講座 7月22日(金)から 毎週金曜日 (全30回) (8月12日(金)は休講します)	12名	19:30~20:30 観光交流センター 2階 会議室3

※手話講座で使用する部屋は、都合により変更する場合があります。

2016この夏、心の世界を広げよう！

ボランティア体験プログラム 参加者募集

体験期間 **7月1日～9月30日**
申し込み 各市町村社会福祉協議会まで

大阪府社会福祉協議会

検索

今年度は、太子町ボランティアセンターのほか、町内の社会福祉法人施設やNPO法人でも様々なボランティア体験が出来ます。

この機会にボランティア活動を通してたくさんの人と出会い、新しい経験を積み、自分の世界を広げてみませんか？

パソコン、スマホからプログラム一覧を見ることができます！



有料広告

夏の思い出!ぶどう狩り!

7月1日～7月31日
9:00~15:00

Twitter @DELAWAREinOSAKA
大人¥1,500/小学生以下¥1,000



「ふれあい」を見たと言っていたかと！
・・・☆小学生以下 無料!! ☆・・・

《予約制》 総合福祉センター横！
未成年の方保護者同伴でお願いします
電話：070-6507-1656(担当：西山)
葡萄屋：太子町春日972-16

夜間のウォーキングに“反射タスキ”をお役立てください！

～ 安心・安全ウォーキング事業（反射タスキ配布（無償貸与）事業）～

太子町社会福祉協議会では、日頃より健康のために町内をウォーキングされている方々に“反射タスキ”を配布（無償貸与）し、着用していただくことにより、自身の交通安全と健康に役立てていただき、さらには安全で住みよい地域づくりを確立するための地域の自主的な防犯活動につながっていくことを目的に、安心・安全ウォーキング事業を実施しています。

《配布対象者》

太子町に居住されていて事業の趣旨に賛同し継続的に活動していただける方。

※貸出申込書の提出をお願いします。

（但し、活動を中止したときはタスキを返却していただきます。）

《その他》

申込者が未成年の場合は、保護者の同意を必要とします。



詳しいことは、太子町社会福祉協議会事務局（☎98-1311）までお問い合わせください。

あなたの暮らしを守るサービスです にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう ～日常生活自立支援事業～ （旧：地域福祉権利擁護事業）

日常生活自立支援事業というむずかしい名前ですが、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などの支援を社会福祉協議会が行います。

- 福祉のサービスが利用できない（福祉サービス利用に必要な手続きを行います）
- お金のやりとりに自信がない（福祉サービスの利用料を支払う手続きを行ったり、年金の振込みを確認したりします）
- 通帳の管理が心配（通帳や大切な書類をお預かりします）



詳しいことは、太子町社会福祉協議会事務局
（☎98-1311）までお気軽にお問い合わせください。

ご長寿お祝い事業の お知らせ

太子町社会福祉協議会では、太子町に居住されていて満90歳のお誕生日を迎えられた方にご長寿をお祝いして、お祝金（10,000円）をお贈りしています。

また、満100歳のお誕生日を迎えられた方には、お祝金（30,000円）をお贈りしています。

該当される方は、太子町社会福祉協議会事務局（☎98-1311）までお知らせください。



心配ごと相談

- 相談日 毎月10・25日
（但し、土曜日の場合前日
日曜日の場合翌日）

- 相談員 民生児童委員・主任児童委員
社会福祉協議会職員
- 相談時間 午後1時30分～3時
- 場所 太子町役場福祉室相談室

社協は“誰もが安心して暮らせる福祉の
まちづくり”をめざしています。

編集後記

“ふれあい”第102号をお届けします。

太子町社会福祉協議会に、福祉に関することでご意見がありましたら、どんなことでも結構です。

“皆様の声をお寄せ下さい” TEL 98-1311 FAX 98-2111

